

根拠法令・参考資料の名称

この点検表に記載されている根拠法令・参考資料の略称の詳細は、次のとおりです。

文中の略称	名 称
法	介護保険法（平成9年法律第123号）
施行令	介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
施行規則	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
要綱	久喜市指定介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱（平成29年3月31日告示第165号）
平11老企25	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
平12老企36	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
平27厚告95	厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）
令3厚告72	介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年3月15日厚生労働省告示第72号）
令6老0315	介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和6年3月15日老発0315第2号）

自主点検表目次

項目	内容	ページ
第1	一般原則	5
1	一般原則	5
第2	基本方針	5
1	指定介護予防訪問介護相当サービスの基本方針	5
第3	人員に関する基準	5
	(用語の定義)	5
1	訪問介護員等の員数	6
2	サービス提供責任者	6
3	指定介護予防訪問介護相当サービスの人員基準	8
4	管理者	8
第4	設備に関する基準	8
1	設備及び備品等	8
2	指定介護予防訪問介護相当サービスの設備基準	9
第5	運営に関する基準	9
1	内容及び手続きの説明及び同意	9
2	提供拒否の禁止	9
3	サービス提供困難時の対応	9
4	受給資格等の確認	9
5	要支援認定の申請又は事業対象者該当認定判定に係る援助	9
6	心身の状況等の把握	9
7	介護予防支援事業者等との連携	9
8	第1号事業支給費の需給の援助	10
9	介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画に沿ったサービスの提供	10
10	介護予防サービス計画等の変更の援助	10
11	身分を証する書類の携行	10
12	サービスの提供の記録	10
13	利用料等の受領	11
14	第1号事業支給費の支給申請に必要な証明書の交付	12
15	指定介護予防訪問介護相当サービスの基本取扱方針	12
16	指定介護予防訪問介護相当サービスの具体的取扱方針	12
17	同居家族に対するサービス提供の禁止	13
18	利用者に関する市町村への通知	13
19	緊急時等の対応	14
20	管理者及びサービス提供責任者の責務	14
21	運営規程	15
22	介護等の総合的な提供	15
23	勤務体制の確保等	15
24	業務継続計画の策定等	17
25	衛生管理等	17
26	掲示	19
27	秘密保持等	19

項目	内容	ページ
28	広告	19
29	不当な働きかけの禁止	20
30	介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業者事業者に対する利益供与の禁止	20
31	苦情処理	20
32	地域との連携等	20
33	事故発生時の対応	21
34	虐待の防止	21
35	会計の区分	23
36	記録の整備	23
37	介護職員等による喀痰吸引等について	25
第6	変更の届出等	26
1	変更の届出等	26
第7	介護給付費の算定及び取扱い	26
1	訪問型サービス費	26
2	高齢者虐待防止措置未実施減算	27
3	業務継続計画未策定減算	27
4	同一敷地内建物等に居住する利用者等に対する取扱い	28
5	中山間地域等居住者加算	30
6	初回加算	30
7	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	30
8	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	32
9	口腔連携強化加算	33
10-1	介護職員等処遇改善加算	34
10-2	介護職員等処遇改善加算	41
第8	その他	45
1	サービス利用前の健康診断書の提出	45
2	介護サービス情報の公表	45
3	法令遵守等の業務管理体制の整備	45

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
第1 一般原則			
1 一般原則	① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	いる いない	要綱第3条第1項
	② 事業を行うに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、地域包括支援センター、他の第1号事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	いる いない	要綱第3条第2項
	③ 事業のサービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。 ※「科学的介護情報システム」(LIFE)の活用	いる いない	要綱第3条第3項
	④ 法人の役員や事業所の従業員が暴力団員又は久喜市暴力団排除条例に規定する暴力団関係者になっていませんか。	いない いる	要綱第3条第4項第2号
第2 基本方針			
2 指定介護予防訪問介護相当サービスの基本方針	指定介護予防訪問介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態又は法施行規則第140条の62の4第2号に規定する基準に該当する心身の状態(以下「基準該当状態」という。)の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。	いる いない	要綱第4条
第3 人員に関する基準			
(用語の定義)	<p>※ 「常勤」とは 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業員が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいいます。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業員が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。</p> <p>同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所(同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。)の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業員が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、同一の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。</p> <p>また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条に規定する休業(以下「産前産後休業」という。)、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業(以下「育児休業」という。)、同条第2号に規定する介護休業(以下「介護休業」という。)、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業(以下「育児休業に準ずる休業」という。)を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業員の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。</p>		準用(平11老企25第2の2の(3))
	<p>※ 「専ら従事する・専ら提供に当たる」とは 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業員の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業員の常勤・非常勤の別を問いません。</p>		準用(平11老企25第2の2の(4))

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	<p>※ 「常勤換算方法」とは 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が介護予防訪問介護相当サービスと訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が訪問介護員等と看護師等を兼務する場合、訪問介護員等の勤務延時間数には、訪問介護員等としての勤務時間だけを算入することとなるものです。</p> <p>ただし、母性健康管理措置又は育児・介護休業法に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とします。</p>		準用(平11老企25第2の2の(1))
1 訪問介護員等の員数	<p>① 事業所ごとに置くべき訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で2.5人以上としていますか。</p> <p>※ 勤務日及び勤務時間が不定期な訪問介護員等（以下「登録訪問介護員等」という。）についての勤務延時間数の算定については、次のとおりの取扱いとします。</p> <p>ア 登録訪問介護員等によるサービス提供の実績がある事業所については、登録訪問介護員等1人当たりの勤務時間数は、当該事業所の登録訪問介護員等の前年度の週当たりの平均稼働時間（サービス提供時間及び移動時間をいう。）とすること。</p> <p>イ 登録訪問介護員等によるサービス提供の実績がない事業所又は極めて短期の実績しかない等のためアの方法によって勤務延時間数の算定を行うことが適当でないと認められる事業所については、当該登録訪問介護員等が確実に稼働できるものとして勤務表に明記されている時間のみを勤務延時間数に算入すること。なお、この場合においても、勤務表上の勤務時間数は、サービス提供の実績に即したものでなければならぬため、勤務表上の勤務時間と実績が乖離していると認められる場合には、勤務表上の勤務時間の適正化の指導の対象となるものであること。</p>	いる いない	要綱第5条第1項 準用(平11老企25第3の1の(1)(2))
	<p>② 訪問介護員等は、次のいずれかに定める者となっていますか。</p> <p>ア 介護福祉士 イ 看護師等（保健師、看護師、准看護師） ウ 実務者研修修了者 エ 介護職員初任者研修課程を修了した者 オ 生活援助従事者研修過程を修了した者（生活援助中心型サービスのみに従事可能）</p> <p>※ 介護職員の研修課程等の見直しに係る施行規則の一部改正の施行（平成25年4月1日）の際、既に介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する1級課程及び2級課程（以下「旧課程」という。）を修了している者については、すべて介護職員初任者研修の修了の要件を満たしているものとして取扱い、また、施行の際、旧課程を受講中の者であって、施行後に当該研修課程を修了したのものについても、すべて介護職員初任者研修の修了の要件を満たしているものとして取扱います。</p>	いる いない	法第8条第2項 施行令第3条 施行規則第22条の23 介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）（平24老振発0328第9号）6(1)
2 サービス提供責任者	<p>① 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者の数が40又はその端数を増すごとに1以上の者をサービス提供責任者としていますか。</p> <p>※ 当該介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該介護予防訪問介護相当サービス及び指定訪問介護の利用者をいいます。</p>	いる いない 該当なし	要綱第5条第2項

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	<p>※ 利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならないこととされましたが、その具体的取扱は次のとおりとします。なお、これについては、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに最小限必要な員数として定められたものであり、1人のサービス提供責任者が担当する利用者の数の上限を定めたものではないことに留意するとともに、業務の実態に応じて必要な員数を配置するものとします。</p> <p>ア 管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないこと。</p> <p>イ 利用者の数については、前3月の平均値を用いる。この場合、前3月の平均値は、暦月ごとの実利用者の数を合算し、3で除して得た数とする。なお、新たに事業を開始し、又は再開した事業所においては、適切な方法により利用者の数を推定するものとする。</p> <p>ウ 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所が提供する指定介護予防訪問介護相当サービスのうち、通院等乗降介助に該当するもののみを利用した者の当該月における利用者の数については、0.1人として計算すること。</p>		準用(平11老企25第3の一の1(2)①)
	<p>※ 利用者の数に応じて常勤換算方法によることができることとされましたが、その具体的取扱は次のとおりとします。なお、サービス提供責任者として配置することができる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数の2分の1以上に達している者でなければなりません。</p> <p>ア 利用者の数が40人を超える事業所については、常勤換算方法とすることができる。この場合において、配置すべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数を40で除して得られた数(小数第1位に切り上げた数)以上とする。</p> <p>イ アに基づき、常勤換算方法とする事業所については、以下に掲げる員数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。</p> <p>a 利用者の数が40人超200人以下の事業所 常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数から1を減じて得られる数以上</p> <p>b 利用者の数が200人超の事業所 常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数に2を乗じて3で除して得られた数(1の位に切り上げた数)以上</p> <p>従って、具体例を示すと別表1(※注)に示す常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとします。</p>		準用(平11老企25第3の一の1(2)②) ※注 「平11老企25」別表1参照
	<p>※ ①にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定介護予防訪問介護相当サービスの事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1以上とすることができます。</p>		要綱 第5条第5項
	<p>※ 「サービス提供責任者の業務に主として従事する者」とは、サービス提供責任者である者が当該事業所の訪問介護員として行ったサービス提供時間(事業所における待機時間や移動時間を除く。)が、1月あたり30時間以内であることをいいます。</p>		準用(平11老企25第3の一の1(2)③)
	<p>※ 「サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている」場合とは、居宅基準においてサービス提供責任者が行う業務として規定されているものについて、省力化・効率化が図られていることが必要であり、例えば、以下のような取組が行われていることをいうものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問介護員の勤務調整(シフト管理)について、業務支援ソフトなどの活用により、迅速な調整を可能としていること ・ 利用者情報(訪問介護計画やサービス提供記録等)について、タブレット端末やネットワークシステム等のIT機器・技術の活用により、職員間で円滑に情報共有することを可能としていること ・ 利用者に対して複数のサービス提供責任者が共同して対応する体制(主担当や副担当を定めている等)を構築する等により、サービス提供責任者業務の中で生じる課題に対しチームとして対応することや、当該サービス提供責任者が不在時に別のサービス提供責任者が補完することを可能としていること 		

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	<p>この場合において、常勤換算方法を採用する事業所で必要となるサービス提供責任者については、別表1の規定に関わらず、別表2（※注）に示すサービス提供責任者数を配置するものとします。</p> <p>② サービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定めるサービス提供者に規定する者（所定の資格を有する者）であって、専ら指定介護予防訪問介護相当サービスに従事するものをもって充てていますか。</p> <p>ア 介護福祉士 イ 看護師等（保健師、看護師、准看護師） ウ 実務者研修修了者 エ 旧介護職員基礎研修課程を修了した者 オ 訪問介護に関する旧1級課程を修了した者</p> <p>※ 旧1級過程については、看護師等の資格を有する者の場合、全科目を免除することが可能とされていたものです。</p> <p>※ 同一敷地内にある指定巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができます。この場合、それぞれの職務については、同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものであることから、当該者についてはそれぞれの事業所における常勤要件を満たすものです。</p>		<p>※注 「平11老企25」別表2参照</p> <p>要綱第5条第4項</p> <p>準用(平11老企25第3の1の1(2)④)</p>
3 指定介護予防訪問介護相当サービスの人員基準	<p>指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されていますか。</p> <p>※ この場合、訪問介護の人員に関する基準を満たすことをもって、指定介護予防訪問介護相当サービスの人員に関する基準を満たしているものとみなします。</p>	<p>いる いない</p>	<p>要綱第5条第6項</p>
4 管理者	<p>事業所ごとに、専ら当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理に係る職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。</p> <p>※ 以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとします。なお、管理者は、訪問介護員等である必要はないものです。</p> <p>ア 当該事業所の訪問介護員等としての職務に従事する場合 イ 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合</p>	<p>いる いない</p>	<p>要綱第6条</p> <p>準用(平11老企25第3の1の1(3))</p>
第4 設備に関する基準			
1 設備及び備品等	<p>① 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けていますか。</p> <p>※ 事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいですが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えありません。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定介護予防訪問介護相当サービスの事業を行うための区画が明確に特定されていけば足りるものとします。</p> <p>② 事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとしていますか。</p> <p>③ 指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。</p> <p>※ 特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮してください。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定介護予防訪問介護相当サービスの事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとします。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>要綱第7条第1項</p> <p>準用(平11老企25第3の1の2(1))</p> <p>準用(平11老企25第3の1の2(2))</p> <p>要綱第7条第1項</p> <p>準用(平11老企25第3の1の2(3))</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
2 指定介護予防訪問介護相当サービスの設備基準	<p>指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されていますか。</p> <p>※ この場合、訪問介護の設備に関する基準を満たすことをもって、指定指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の設備に関する基準を満たすものとみなします。</p>	<p>いる いない</p>	<p>要綱第7条第2項</p>
第5 運営に関する基準			
1 内容及び手続の説明及び同意	<p>指定介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p>※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、次のとおりです。 ア 運営規程の概要 イ 訪問介護員等の勤務体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制 オ 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）</p> <p>※ 同意については、利用者及び指定介護予防訪問介護相当サービス事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものです。</p>	<p>いる いない</p>	<p>要綱第8条第1項</p> <p>準用(平11老企25第3の一の3(2))</p>
2 提供拒否の禁止	<p>正当な理由なく指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を拒んでいませんか。</p> <p>※ 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものです。</p> <p>※ サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。 ア 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合</p>	<p>いない いる</p>	<p>要綱第9条</p> <p>準用(平11老企25第3の一の3(3))</p>
3 サービス提供困難時の対応	<p>通常の事業の実施地域等を勘察し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業を行う者又は第1号介護予防支援事業を行う者への連絡、他の指定介護予防訪問介護相当サービス事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じていますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>要綱第10条</p>
4 受給資格等の確認	<p>① サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無又は基準該当状態の有無及び要支援認定の有効期間を確かめていますか。</p> <p>② 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該意見に配慮してサービスを提供するよう努めていますか。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない 事例なし</p>	<p>要綱第11条第1項</p> <p>要綱第11条第2項</p>
5 要支援認定の申請又は事業対象者該当判定に係る援助	<p>① サービスの提供の開始に際し、要支援認定又は基準該当状態の判定を受けていない利用申込者に対しては、要支援認定申請又は基準該当状態の判定が既に行われているかどうかを確認し、これらの申請等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請等が行われるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p>② 介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する日の30日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>要綱第12条第1項</p> <p>要綱第12条第2項</p>
6 心身の状況等の把握	<p>サービスの提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>要綱第13条</p>
7 介護予防支援事業者等との連携	<p>① サービスの提供に当たっては、介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>要綱第14条第1項</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	※ 記載事項は、次に掲げるものが考えられます。 ア 指定介護予防訪問介護相当サービスの提供日 イ 提供したサービスの内容（例えば、身体介護、生活援助、通院等のための乗車又は降車の介助の別） ウ 保険給付の額 エ その他必要な事項 ② サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、当該記録に係る情報を利用者に対して提供していますか。		
13 利用料等の受領	① 法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問介護相当サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問介護相当サービスに係る第1号事業支給費用基準額から当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。	いる いない	要綱第20条第1項
	② 法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防訪問介護相当サービスに係る第1号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。	いる いない 該当なし	要綱第20条第2項
	※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定介護予防訪問介護相当サービスを提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定介護予防訪問介護相当サービスに係る費用の額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものです。		準用(平11老企25第3の1の3(11)②)
	※ そもそも介護保険給付の対象となる指定介護予防訪問介護相当サービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。 ア 利用者に、当事業が指定介護予防訪問介護相当サービスの事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 イ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の運営規程とは別に定められていること。 ウ 会計が指定介護予防訪問介護相当サービスの事業の会計と区分していること。		
	③ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。	いる いない 該当なし	要綱第20条第3項
	※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものです。		準用(平11老企25第3の1の3(11)③)
	④ ③の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ていますか。	いる いない 該当なし	要綱第20条第4項
	⑤ サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。	いる いない	法第41条第8項
⑥ ⑤の領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防訪問介護相当サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防訪問介護相当サービスに要した費用の額とする。）及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。	いる いない	施行規則第65条	

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	<p>※ 医療費控除の対象となる利用者（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護等の医療系サービスを併せて利用している者）の領収証には、「居宅介護支援事業者等の名称」及び「医療費控除の対象となる額」を記載してください。</p> <p>なお、生活援助中心型に係る指定介護予防訪問介護相当サービスの利用は、医療費控除の対象とはなりません。</p> <p>※ 平成24年度から制度化された介護福祉士等による喀痰吸引等の対価に係る医療費控除の取扱いは、次のとおりです。</p> <p>医療系のサービスと併せて利用しない訪問介護（生活援助中心型を除く）又は生活援助中心型の訪問介護において、介護福祉士等による喀痰吸引等が行われた場合は、当該サービスの利用者負担額（保険対象分）の10分の1が医療費控除の対象となります。</p> <p>これに該当する利用者の領収証には、「医療費控除の対象となる金額」欄に自己負担額（保険対象分）の10分の1を記載してください。</p> <p>従来の利用料領収証と併用する必要がある場合は、二重記載とならないようご注意ください。</p>		平成12年6月1日老発第509号事務連絡「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」
14 第1号事業支給費の支給申請に必要な証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護相当サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。	いる いない 該当なし	要綱第21条
15 指定介護予防訪問介護相当サービスの基本取扱方針	① 指定介護予防訪問介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。	いる いない	要綱第39条第1項
	② 事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問介護相当サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	いる いない	要綱第39条第2項
	※ 提供された介護サービスについては、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、介護予防訪問介護相当サービス計画の修正を行うなど、その改善を図らなければならないものです。		準用(平11老企25第3の一の3(13)①)
	③ 事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっていますか。	いる いない	要綱第39条第3項
	④ 事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。	いる いない	要綱第39条第4項
⑤ 事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。	いる いない	要綱第39条第5項	
16 指定介護予防訪問介護相当サービスの具体的取扱方針	① 指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。	いる いない	要綱第40条第1号
	② サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問介護相当サービス計画を作成していますか。	いる いない	要綱第40条第2号
	③ 介護予防訪問介護相当サービス計画は、既に介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。	いる いない	要綱第40条第3号
	④ サービス提供責任者は、介護予防訪問介護相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	いる いない	要綱第40条第4号

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	⑤ サービス提供責任者は、介護予防訪問介護相当サービス計画を作成した際には、当該介護予防訪問介護相当サービス計画を利用者に交付していますか。	いる いない	要綱第 40 条第 5 号
	⑥ 指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防訪問介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。	いる いない	要綱第 40 条第 6 号
	⑦ 指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧にすることを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	いる いない	要綱第 40 条第 7 号
	⑧ 指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていますか。	いない いる	要綱第 40 条第 8 号
	⑨ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	いる いない	要綱第 40 条第 9 号
	※ 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の 3 つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容を記録しておくことが必要です。		準用(平 11 老企 25 第 3 の一の 3(13) ③)
	⑩ 指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。	いる いない	要綱第 40 条第 10 号
	⑪ サービス提供責任者は、介護予防訪問介護相当サービス計画に基づく指定介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始時から、少なくとも 1 月に 1 回は、当該介護予防訪問介護相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメント計画を作成した第 1 号介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問介護相当サービス計画に記載した指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を行う期間が終了する時まで、少なくとも 1 回は、当該介護予防訪問介護相当サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行っていますか。	いる いない	要綱第 40 条第 11 号
	⑫ サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメント計画を作成した第 1 号介護予防支援事業者に報告していますか。	いる いない	要綱第 40 条第 12 号
	⑬ サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問介護相当サービス計画の変更を行っていますか。	いる いない	要綱第 40 条第 13 号
	⑭ ①から⑫までの規定は、介護予防訪問介護相当サービス計画の変更について準用していますか。	いる いない	要綱第 40 条第 2 項
	⑮ 介護予防サービス計画を作成している介護予防支援事業者から介護予防訪問介護相当サービス計画の提供の求めがあった際には、当該介護予防訪問介護相当サービス計画を提出することに協力するよう努めていますか。	いる いない	準用(平 11 老企 25 第 3 の一の 3(14) ⑥)
	※ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第 13 条第 12 号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえたものです。		
17 同居の家族に対するサービス提供の禁止	訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対し、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供をさせていませんか。	いない いる	要綱第 22 条
18 利用者に関する市町村への通知	① 利用者が、正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態又は基準該当状態の程度を増進させたとき又は要介護状態になったとき認められるときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。	いる いない 該当なし	要綱第 23 条第 1 号

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	② 利用者が、偽りその他不正な行為によってサービスを受け、若しくは受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。	いる いない 該当なし	要綱第 23 条 第 2 号
19 緊急時等の 対応	訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	いる いない	要綱第 24 条
20 管理者及び サービス提供 責任者の責務	① 管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行っていますか。	いる いない	要綱第 25 条 第 1 項
	② 管理者は、当該事業所の従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。	いる いない	要綱第 25 条 第 2 項
	③ サービス提供責任者は、次に掲げる業務を行っていますか。 ア 指定介護予防訪問介護相当サービスの利用の申込みに係る調整をすること イ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること ウ 地域包括支援センター等に対し、訪問型サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報を提供すること エ サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること オ 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること カ 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること キ 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を行うこと ク 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を行うこと ケ その他サービス内容の管理について必要な業務を行うこと	いる いない	要綱第 25 条 第 3 項
	※ 複数のサービス提供責任者を配置する事業所において、サービス提供責任者間での業務分担を行うことにより、事業所として当該業務を適切に行うことができているときは、必ずしも 1 人のサービス提供責任者が当該業務のすべてを行う必要はありません。		準用(平 11 老企 25 第 3 の一の 3(17))
	※ サービス提供責任者は介護予防支援事業者等に対して、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況や口腔機能等の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報提供を行うこととされていますが、情報の提供は、サービス担当者会議等を通じて行うことも差し支えありません。必要な情報の内容については、例えば、 ・ 薬が大量に余っている又は複数回分の薬を一度に服用している ・ 薬の服用を拒絶している ・ 使いきらないうちに新たに薬が処方されている ・ 口臭や口腔内出血がある ・ 体重の増減が推測される見た目の変化がある ・ 食事量や食事回数に変化がある ・ 下痢や便秘が続いている ・ 皮膚が乾燥していたり湿疹等がある ・ リハビリテーションの提供が必要と思われる状態にあるにも関わらず提供されていない 等の利用者の心身又は生活状況に係る情報が考えられますが、介護予防支援事業者等に対して情報提供する内容は、サービス提供責任者が適切に判断することとします。なお、必要な情報の提供については、あらかじめ、サービス担当者会議等で介護予防支援事業者等と調整しておくことが望ましいです。		
	※ サービス提供責任者は、利用者に対して適切な指定介護予防訪問介護相当サービスを提供するために重要な役割を果たすことに鑑み、その業務を画一的に捉えるのではなく、事業所の状況や実施体制に応じて適切かつ柔軟に業務を実施するよう留意するとともに、常に必要な知識の修得及び能力の向上に努めなければなりません。		

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	<p>※ 平成30年度以降、生活援助中心型のみに従事することができる生活援助従事者研修終了者が従事するようになることから、当該研修終了者を含む訪問介護員等であって、指定訪問介護に従事したことがない者については、初回訪問時にサービス提供責任者が同行するなどのOJTを通じて支援を行うこととします。また、緊急時の対応等についてもあらかじめ当該訪問介護員等に指導しておくこととします。</p> <p>さらに、生活援助従事者研修終了者である訪問介護員等が所属している事業所のサービス提供責任者は、当該訪問介護員等が生活援助中心型しか提供できないことを踏まえ、利用者の状況を判断の上、適切な業務管理を行うこととします。具体的には、生活援助中心型のみ利用している利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスに従事させることなどが考えられます。</p>		準用(平11老企25第3の一の3(18))
2.1 運営規程	<p>事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 営業日及び営業時間 エ 指定介護予防訪問介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>※ 「指定介護予防訪問介護相当サービスの内容」とは、身体介護、生活援助、通院等のための乗車又は降車の介助等のサービスの内容を指すものです。</p> <p>※ 「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定介護予防訪問介護相当サービスに係る利用料（1割負担、2割負担又は3割負担）及び法定代理受領サービスでない指定介護予防訪問介護相当サービスの利用料を、「その他の費用の額」としては、徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。</p> <p>オ 通常の事業の実施地域</p> <p>※ 通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとします。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものです。</p> <p>カ 緊急時等における対応方法 キ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>※ 虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指します。</p> <p>ク その他運営に関する重要事項</p>	<p>いる いない いる いない いる いない いる いない</p> <p>いる いない いる いない</p> <p>いる いない いる いない</p>	<p>要綱第26条</p> <p>準用(平11老企25第3の一の3(19)②)</p> <p>準用(平11老企25第3の一の3(19)③)</p> <p>要綱第26条</p> <p>準用(平11老企25第3の一の3(19)④)</p> <p>要綱第26条</p> <p>準用(平11老企25第3の一の3(19)⑤)</p> <p>要綱第26条</p>
2.2 介護等の総合的な提供	<p>事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏していませんか。</p> <p>※ 「偏している」とは、特定のサービス行為のみを専ら行うことはもちろん、特定のサービス行為に係るサービス提供時間が月単位等一定期間中のサービス提供時間の大半を占めていれば、これに該当するものです。</p> <p>※ 通院等のための乗車又は降車の介助を行う指定介護予防訪問介護相当サービス事業者についても、身体介護又は生活援助を総合的に提供しなければなりません。</p>	いない いる	<p>要綱第27条</p> <p>準用(平11老企25第3の一の3(20))</p>
2.3 勤務体制の確保等	<p>① 利用者に対し、適切な指定介護予防訪問介護相当サービスを提供することができるよう、事業所ごとに、訪問介護員等の勤務体制を定めていますか。</p> <p>※ 原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしてください。</p> <p>② 当該事業所の訪問介護員等によって指定介護予防訪問介護相当サービスを提供していますか。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>要綱第28条第1項</p> <p>準用(平11老企25第3の一の3(21)①)</p> <p>要綱第28条第2項</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	<p>※ 当該事業所の訪問介護員等とは、雇用契約、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問介護員等を指すものです。なお、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に規定する口腔内の喀痰吸引その他の行為を業として行う訪問介護員等については、労働者派遣法に基づく派遣労働者であってはならないことに留意してください。</p>		<p>準用(平11老企25第3の一の3(21)②)</p>
	<p>③ 訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>要綱第28条第3項</p>
	<p>※ 当該事業所の従業者たる訪問介護員等の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものです。</p>		<p>準用(平11老企25第3の一の3(21)③)</p>
	<p>④ 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p>	<p>いる・いない</p>	<p>要綱第28条第4項</p>
	<p>※ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第30条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント(以下「職場におけるハラスメント」という。)の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものです。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとします。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。</p> <p>事業主が講ずべき措置の具体的内容</p> <p>a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>b 相談(苦情を含む。以下同じ。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。</p>		<p>準用(平11老企25第3の一の3(21)④)</p>
	<p>※ パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24号)附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業(資本金が5,000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業)は、令和4年4月1日から義務化となりました。</p>		
	<p>事業主が講じることが望ましい取組について</p> <p>パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、a～cが規定されています。</p> <p>a 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>b 被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人に対処させない等)</p> <p>c 被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)</p>		
	<p>※ 介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、事業主が講ずべき措置の具体的内容の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け)研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html</p>		

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
24 業務継続計画の策定等	<p>① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載します。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。さらに、感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えありません。</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）</p> <p>b 初動対応</p> <p>c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p> <p>b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p>	いる いない	要綱第28条の2第1項
	<p>② 訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。</p> <p>※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。</p> <p>職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。</p>	いる いない	要綱第28条の2第2項
	<p>※ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>		準用（平11老企25第3の一の3(22)④）
	<p>③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。</p>	いる いない	要綱第28条の2第3項
	<p>※ 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましいです。</p>		準用（平11老企25第3の一の3(22)①）
	25 衛生管理等	<p>① 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。</p>	いる いない
<p>② 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。</p>		いる いない	要綱第29条第2項

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	③ 訪問介護員等が感染源となることを予防し、また訪問介護員等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じていますか。	いる いない	準用(平 11 老企 25 第 3 の一の 3(23) ①)
	④ 当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。	いる いない	要綱第 29 条 第 3 項
	※ 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のアからウまでの取扱いとします。各事項について、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。		準用(平 11 老企 25 第 3 の一の 3(23) ②)
	ア 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図っていますか。	いる いない	要綱第 29 条 第 3 項第 1 号
	<p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要です。なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。</p> <p>(※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者</p> <p>感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。</p> <p>また、感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p>		準用(平 11 老企 25 第 3 の一の 3(23) ②)
	イ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。	いる いない	要綱第 29 条 第 3 項第 2 号
	<p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定します。</p> <p>平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。</p> <p>なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。</p>		準用(平 11 老企 25 第 3 の一の 3(23) ②)
	ウ 事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。	いる いない	要綱第 29 条 第 3 項第 3 号

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	<p>※ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 登録訪問介護員等を含めて、訪問介護員等その他の従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとしします。</p> <p>職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。</p> <p>なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。</p> <p>また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとしします。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>		<p>準用(平 11 老企 25 第 3 の一の 3(23) ②)</p>
26 掲示	<p>① 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。</p> <p>※ サービスの選択に資すると認められる重要事項とは、運営規程の概要、訪問介護職員等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等をいいます。</p> <p>※ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことをいいます。</p> <p>※ 訪問介護員等の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、訪問介護員等の氏名まで掲示することを求めるものではありません。</p> <p>※ 重要事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、事業所の掲示に代えることができます。</p> <p>② 重要事項をウェブサイトに掲載していますか。</p> <p>※ ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいいます。 介護保険法施行規則第140条の44各号に掲げる基準に該当する事業所については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、ウェブサイトへの掲載は行うことが望ましいものです。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、掲示は行う必要があります。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>要綱第30条第1項</p> <p>準用(平 11 老企 25 第 3 の一の 3(24) ①)</p> <p>要綱第30条第2項</p> <p>要綱第30条第3項</p> <p>準用(平 11 老企 25 第 3 の一の 3(24) ①)</p>
27 秘密保持等	<p>① 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p>② 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 具体的には、訪問介護員等その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものです。</p> <p>③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>要綱第31条第1項</p> <p>要綱第31条第2項</p> <p>準用(平 11 老企 25 第 3 の一の 3(25) ②)</p> <p>要綱第31条第3項</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。		準用(平 11 老企 25 第 3 の一の 3(25) ③)
28 広告	事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものでないようになっていますか。	いない いる	要綱第 32 条
29 不当な働きかけの禁止	事業者は、介護予防サービス計画及びケアプランの作成又は変更の際に、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等又は居宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要なサービスを当該ケアプラン等に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行っていませんか。	いない いる	要綱第 32 条の 2
30 介護予防支援事業者又は第 1 号介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止	事業者は、介護予防支援事業者又は第 1 号介護予防支援事業者若しくはその従業員に対し、利用者特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	いない いる	要綱第 33 条
31 苦情処理	① 提供した指定介護予防訪問介護相当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じていますか。	いる いない	要綱第 34 条 第 1 項
	※ 「必要な措置」とは、具体的には以下のとおりです。 ア 苦情を受け付けるための窓口を設置すること。 イ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにすること。 ウ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載すること。 エ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること。		準用(平 11 老企 25 第 3 の一の 3(28) ①)
	② 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。	いる いない	要綱第 34 条 第 2 項
	※ 事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきです。		準用(平 11 老企 25 第 3 の一の 3(28) ②)
	③ 提供したサービスに関し、市が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは掲示の命令、指定業者若しくは当該指定に係る事業所の従業員若しくは指定事業者であった者等への出頭の求め又は市の職員からの質問に応じ、及び市の職員が行う検査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	いる いない 事例なし	要綱第 34 条 第 3 項
	④ 市からの求めがあった場合には、③の改善の内容を市に報告していますか。	いる いない 事例なし	要綱第 34 条 第 4 項
	⑤ 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	いる いない 事例なし	要綱第 34 条 第 5 項
⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。	いる いない 事例なし	要綱第 34 条 第 6 項	
32 地域との連携等	① 事業者は、その事業の運営に当たっては、市が実施する福祉に関する事業並びに地域住民の介護予防及び生活支援に関する活動に協力するよう努めていますか。	いる いない	要綱第 35 条 第 1 項
	② 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を行うよう努めていますか。	いる いない	要綱第 35 条 第 2 項

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	<p>※ 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要支援者に指定介護予防訪問介護相当サービスを提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要支援者のみを対象としたサービス提供が行われないう、正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要支援者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものです。</p>		<p>準用(平 11 老企 25 第 3 の一の 3(29) ②)</p>
<p>3 3 事故発生時の対応</p>	<p>① 利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者又は第 1 号介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が定めておくことが望ましいです。</p> <p>② ①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。</p> <p>③ 利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。</p> <p>※ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。</p> <p>④ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>要綱第 36 条 第 1 項</p> <p>準用(平 11 老企 25 第 3 の一の 3(30) ①)</p> <p>要綱第 36 条 第 2 項</p> <p>要綱第 36 条 第 3 項</p> <p>準用(平 11 老企 25 第 3 の一の 3(30) ②)</p> <p>準用(平 11 老企 25 第 3 の一の 3(30) ③)</p>
<p>3 4 虐待の防止</p>	<p>虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。</p> <p>ア 虐待の未然防止</p> <p>事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業員にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業員が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。</p> <p>イ 虐待等の早期発見</p> <p>従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をしてください。</p> <p>ウ 虐待等への迅速かつ適切な対応</p> <p>虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとします。</p> <p>以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項(①～④)を実施するものとします。</p> <p>① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図っていますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>準用(平 11 老企 25 第 3 の一の 3(31))</p> <p>要綱第 36 条の 2 第 1 項</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	<p>※ 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成します。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的開催することが必要です。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。</p> <p>一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。</p> <p>なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p> <p>また、テレビ電話装置等を活用して行う際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p>		<p>準用(平 11 老企 25 第 3 の一の 3(31) ①)</p>
	<p>※ 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。</p> <p>ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること オ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること キ カの再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</p>		
	② 事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。	いる いない	要綱第 36 条の 2 第 2 項
	<p>※ 指針には、次のような項目を盛り込むこととします。</p> <p>ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 カ 成年後見制度の利用支援に関する事項 キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p>		<p>準用(平 11 老企 25 第 3 の一の 3(31) ②)</p>
	③ 事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。	いる いない	要綱第 36 条の 2 第 3 項
	<p>※ 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年 1 回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。</p> <p>また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。</p>		<p>準用(平 11 老企 25 第 3 の一の 3(31) ③)</p>
	④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。	いる いない	要綱第 36 条の 2 第 4 項

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	<p>※ 事業所における虐待を防止するための体制として、上記 ①～③ に掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業員が務めることが望ましいです。なお、同一事業所内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。</p> <p>（※） 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい）、感染対策担当者（看護師が望ましい）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者</p>		準用(平 11 老企 25 第 3 の一の 3(31) ④)
35 会計の区分	<p>事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護相当サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分していますか。</p> <p>※ 具体的な会計処理の方法等については、次に通知するところによるものです。</p> <p>ア 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」 (平成12年3月10日 老計第8号)</p> <p>イ 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」 (平成13年3月28日 老振発第18号)</p> <p>ウ 「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」(平成24年3月29日 老高発第0329第1号)</p>	いる いない	要綱第 37 条 準用(平 11 老企 25 第 3 の一の 3(32))
36 記録の整備	<p>① 従業員、設備、備品及び会計に関する記録を整備していますか。</p> <p>② 利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。</p> <p>ア 介護予防訪問介護相当サービス計画</p> <p>イ 提供したサービスの具体的な内容等の記録</p> <p>ウ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>エ 市への通知に係る記録</p> <p>オ 苦情の内容等の記録</p> <p>カ 事故の状況及び処置についての記録</p> <p>※ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとします。</p>	いる いない	要綱第 38 条 第 1 項 要綱第 38 条 第 2 項 準用(平 11 老企 25 第 3 の一の 3(33))
(電磁的記録等)	<p>③ 事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが想定されているもの（被保険者証に関するものを除く。）について、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行っていますか。</p>	いる いない	要綱第 78 条 第 1 項

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	<p>※ 電磁的記録について</p> <p>ア 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。</p> <p>イ 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。</p> <p> a 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p> b 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>ウ その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、ア及びイに準じた方法によること。</p> <p>エ 電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p>		準用(平11老企25第5の1)
	<p>④ 事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(「交付等」という。)のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行っていますか。</p>	いる いない	要綱第78条第2項
	<p>※ 電磁的方法とは</p> <p>(1) 電磁的方法による交付は、居宅基準第8条第2項から第6項まで及び予防基準第49条の2第2項から第6項までの規定に準じた方法によること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>居宅基準第8条</p> <p>2 事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、重要事項説明書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p> イ 事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p> ロ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>二 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへ記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 第2項各号に規定する方法のうち事業者が使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p> </div>		準用(平11老企25第5の2)

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	<p>6 前項の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A (令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。</p> <p>(3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A (令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。</p> <p>(4) その他、居宅基準第217条第2項及び予防基準第293条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、居宅基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。</p> <p>(5) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p>		
3.7 介護職員等による喀痰吸引等について	<p>① 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3、同法施行規則第26条の2及び3に基づく、喀痰吸引・経管栄養を行う「登録特定行為事業者」に該当しますか。</p> <p>※ 平成24年4月1日から、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等においては、医療や看護との連携による安全確保が図られていること等、一定の条件の下で『たんの吸引等』の行為を実施できるようになりました。</p> <p>※ 制度の概要については、次の厚生労働省ホームページの資料を参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 喀痰吸引等のパンフレット ・ 喀痰吸引等の制度説明（概要） <p>② 認定特定行為業務従事者について</p> <p>ア 介護職員等がたんの吸引等を行う場合は、「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けた者に行わせていますか。</p> <p>イ 認定特定行為従事者は何人いますか。 _____人</p> <p>③ 登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者について</p> <p>ア 認定特定行為業務従事者にたん吸引等を行わせている場合、事業所を「登録特定行為事業者」として県に登録していますか。(介護福祉士以外の介護従事者を使用することなく、喀痰吸引等の業務を行っている場合は、「登録喀痰吸引等事業者」としての登録になります。)</p> <p>[業務開始年月日 平成・令和 年 月 日]</p> <p>④ 登録特定行為事業者として実施するたん吸引等の特定行為は、認定特定行為業務従事者の行える行為の範囲で登録していますか。</p> <p>登録している行為の該当するものに○をつけてください。</p> <p>(たん吸引) 口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内 (経管栄養) 胃ろう又は腸ろう・経鼻経管栄養</p> <p>⑤ たん吸引等の業務の実施状況について介護職員が行うたんの吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けていますか。</p> <p>⑥ 対象者の希望、医師の指示及び心身の状況を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、喀痰吸引等の実施内容その他の事項を記載した計画書を作成していますか。</p>	<p>該当 非該当</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない</p>	<p>社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3 同法施行規則第26条の2、3</p> <p>平成23年11月11日社援発第1111号厚生労働省社会・援護局長通知</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第26条の3 第1項第3号</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	⑦ 対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。	いる いない	平成23年11月11日社援発第1111号厚生労働省社会・援護局長通知
	⑧ 実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。	いる いない	
	⑨ たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催していますか。	いる いない	
	⑩ たん吸引等の実施に必要な事項を記載した業務方法書等を備え、喀痰吸引等業務に関する関係者に共有にしていますか。	いる いない	
第6 変更の届出等			
1 変更の届出等	① 事業所の名称及び所在地その他指定に係る事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市（高齢者福祉課）に届け出ていますか。 ア 事業所の名称及び所在地 イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ウ 当該申請に係る事業の開始の予定年月日 エ 申請者の登記事項証明書又は条例等 オ 事業所の平面図 カ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びにサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 キ 運営規程	いる いない	準用(法第75条第1項) 準用(施行規則第131条第1項)
	② 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市（高齢者福祉課）に届け出ていますか。	いる いない	準用(法第75条第2項)
第7 介護給付費の算定及び取扱い			
1 訪問型サービス費	① 指定介護予防訪問介護相当サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。 ア 訪問型サービス費（独自）（Ⅰ）（1月につき） 1, 176単位 （1日につき） 39単位 イ 訪問型サービス費（独自）（Ⅱ）（1月につき） 2, 349単位 （1日につき） 77単位 ウ 訪問型サービス費（独自）（Ⅲ）（1月につき） 3, 727単位 （1日につき） 123単位 ※ 訪問型サービス費（独自）（Ⅰ）については、介護予防相当サービス計画において1週に1回程度の指定介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた者に対しサービスを行った場合、訪問型サービス費（独自）（Ⅱ）については、介護予防相当サービス計画において1週に2回程度の指定介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた者に対しサービスを行った場合、訪問型サービス費（独自）（Ⅲ）については、介護予防相当サービス計画において1週に2回を超える程度の指定介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた者に対しサービスを行った場合です。	いる いない	令3厚告72別表1
	② 生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定していませんか。	いない いる	令3厚告72別表1注5
	③ 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問介護相当サービス費は算定していませんか。	いない いる	令3厚告72別表1注12
	④ 利用者が一の指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において指定介護予防訪問介護相当サービスを受けている間は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所以外の指定介護予防訪問介護相当サービス事業所が指定介護予防訪問介護相当サービスを行った場合に、介護予防訪問介護相当サービス費は算定していませんか。	いない いる	令3厚告72別表1注13

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
2 高齢者虐待防止措置未実施減算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、次に掲げる区分に応じて、それぞれ所定単位数を減算していますか。</p> <p>ア 訪問型サービス費（独自）（Ⅰ）（1月につき） 12単位 （1日につき） 1単位</p> <p>イ 訪問型サービス費（独自）（Ⅱ）（1月につき） 23単位 （1日につき） 1単位</p> <p>ウ 訪問型サービス費（独自）（Ⅲ）（1月につき） 37単位 （1日につき） 1単位</p> <p>※ 訪問型サービス費（独自）（Ⅰ）については、介護予防相当サービス計画において1週に1回程度の指定介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた者に対しサービスを行った場合、訪問型サービス費（独自）（Ⅱ）については、介護予防相当サービス計画において1週に2回程度の指定介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた者に対しサービスを行った場合、訪問型サービス費（独自）（Ⅲ）については、介護予防相当サービス計画において1週に2回を超える程度の指定介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた者に対しサービスを行った場合です。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>ア 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 当該事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>エ ア～ウに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>※ 高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、上記基準に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。</p> <p>※ 具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市町村長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>令3厚告72 別表1注6</p> <p>平27厚告95 第129号の6</p> <p>準用(平12老企36 第2の2(10))</p>
3 業務継続計画未策定減算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数から減算していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>ア 指定介護予防訪問介護相当サービス事業実施者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>イ 指定介護予防訪問介護相当サービス事業実施者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</p> <p>ウ 指定介護予防訪問介護相当サービス事業実施者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>※ 業務継続計画未策定減算については、上記基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとします。</p> <p>なお、経過措置として、令和7年3月31日までの間、当該減算は適用しませんが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成してください。</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>令3厚告72 別表1注7</p> <p>平27厚告95 第129号の7</p> <p>準用(平12老企36 第2の2(11))</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
4 同一敷地内建物等に居住する利用者等に対する取扱い	<p>① 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定介護予防訪問介護相当サービス事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定していますか。</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>令3厚告72 別表1注8</p>
	<p>※ 「同一敷地内建物等」とは、当該事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものです。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものです。</p>		<p>準用(平12老企36 第2の2(16)①)</p>
	<p>※ 同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）の定義 ア 「当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における利用者が同一建物に20人以上居住する建物」とは、上記に該当するもの以外の建物を指すものであり、当該建築物に当該事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではありません。 イ この場合の利用者数は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用います。この場合、1月間の利用者数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とします。この平均利用者数の算定に当たっては、少数点以下を切り捨てるものとします。また、当該事業所が、指定訪問介護と一体的な運営をしている場合、指定訪問介護の利用者を含めて計算してください。</p>		<p>準用(平12老企36 第2の2(16)②)</p>
	<p>※ 同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義 ア 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の利用者が50人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものです。 イ この場合の利用者数は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用います。この場合、1月間の利用者数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とします。この平均利用者数の算定に当たっては、少数点以下を切り捨てるものとします。</p>		<p>準用(平12老企36 第2の2(16)⑤)</p>
	<p>② 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する指定介護予防訪問介護相当サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、指定介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定していますか。</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>令3厚告72 別表1注8</p>
	<p>※ 厚生労働大臣が定める基準 正当な理由なく、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において、算定日が属する月の前6月間に提供した指定介護予防訪問介護相当サービスの提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者へ提供されたものの占める割合が100分の90以上であること。</p>		<p>平27厚告95 第129号の8</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	<p>※ 指定介護予防訪問介護相当サービスの提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。以下同じ。）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合について</p> <p>ア 判定期間と減算適用期間 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所は、毎年度2回、次の判定期間における当該事業所における指定介護予防訪問介護相当サービスの提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の同一敷地内建物等に居住する利用者に提供される指定介護予防訪問介護相当サービスのすべてについて減算を適用します。</p> <p>a 判定期間が前期（3月1日から8月31日）の場合は、減算適用期間を10月1日から3月31日までとする。</p> <p>b 判定期間が後期（9月1日から2月末日）の場合は、減算適用期間を4月1日から9月30日までとする。</p> <p>なお、令和6年度については、aの判定期間を4月1日から9月30日、減算適用期間を11月1日から3月31日までとし、bの判定期間を10月1日から2月末日、減算適用期間を令和7年度の4月1日から9月30日までとします。</p> <p>イ 判定方法 事業所ごとに、当該事業所における判定期間に指定介護予防訪問介護相当サービスを提供した利用者のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者の占める割合を計算し、90%以上である場合に減算します。</p> <p>（具体的な計算式） 事業所ごとに、次の計算式により計算し、90%以上である場合に減算 （当該事業所における判定期間に指定介護予防訪問介護相当サービスを提供した利用者のうち同一敷地内建物等に居住する利用者数（利用実人員））÷（当該事業所における判定期間に指定介護予防訪問介護相当サービスを提供した利用者数（利用実人員））</p> <p>ウ 算定手続 判定期間が前期の場合については9月15日までに、判定期間が後期の場合については3月15日までに、同一敷地内建物等に居住する者へサービス提供を行う指定介護予防訪問介護相当サービス事業所は、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、算定の結果90%以上である場合については当該書類を市長に提出することとします。なお、90%以上でなかった場合についても、当該書類は、各事業所において2年間保存する必要があります。</p> <p>a 判定期間における指定介護予防訪問介護相当サービスを提供した利用者の総数（利用実人員）</p> <p>b 同一敷地内建物等に居住する利用者数（利用実人員）</p> <p>c イの算定方法で計算した割合</p> <p>d イの算定方法で計算した割合が90%以上である場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由</p> <p>エ 正当な理由の範囲 ウで判定した割合が90%以上である場合には、90%以上に至ったことについて正当な理由がある場合においては、当該理由を市長に提出してください。なお、市長が当該理由を不適当と判断した場合は減算を適用するものとして取り扱います。正当な理由として考えられる理由を例示すれば次のようなものですが、実際の判断に当たっては、地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案し正当な理由に該当するかどうかを市長において適正に判断してください。</p> <p>a 特別地域加算を受けている事業所である場合</p> <p>b 判定期間の1月当たりの延べ訪問回数が200回以下であるなど事業所が小規模である場合</p> <p>c その他正当な理由と市長が認めた場合</p>		準用(平 12 老企 36 第 2 の 2 (16) ⑥)

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	<p>※ 当該減算は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意してください。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではありません。</p> <p>(同一敷地内建物等に該当しないものの例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合 ・ 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合 		準用(平 12 老企 36 第 2 の 2(16)③)
	<p>※ 同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の指定介護予防訪問介護相当サービス事業者と異なる場合であっても該当するものです。</p>		準用(平 12 老企 36 第 2 の 2(16)④)
5 中山間地域等 居住者加算	<p>指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める地域 飯能市(名栗/風影/阿寺/上久通/下久通)、越生町(梅園)、ときがわ町(全域)、秩父市(浦山上吉田/大滝/下吉田/吉田久長/吉田阿熊/吉田/荒川)、横瀬町(全域)、長瀬町(全域)、皆野町(全域)、小鹿野町(全域)、東秩父村(全域)、本庄市(本泉)、神川町(矢納/阿久原)、美里町(円良田)、寄居町(風布)、春日部市(宝珠花)</p> <p>※ 当該加算を算定する利用者については、通常の事業の実施地域を越えて行う交通費の支払いを受けることはできないこととします。</p>	いる いない 該当なし	令3厚告72 別表1注11
6 初回加算	<p>新規に介護予防訪問介護相当サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定介護予防訪問介護相当サービスを行った日の属する月に指定介護予防訪問介護相当サービスを行った場合又は当該事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定介護予防訪問介護相当サービスを行った日の属する月に指定介護予防訪問介護相当サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき200単位を加算していますか。</p> <p>※ 本加算は、利用者が過去2月間(暦月)に、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所から指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を受けていない場合に算定されるものです。</p> <p>※ サービス提供責任者が、介護予防訪問介護相当サービスに同行した場合には、同行訪問した旨を記録するものとします。また、この場合において、当該サービス提供責任者は、介護予防訪問介護相当サービスに要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、利用者の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能です。</p>	いる いない 該当なし	令3厚告72 別表1ハ
7 生活機能向上 連携加算(Ⅰ)	<p>サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護相当サービス計画を作成し、当該介護予防訪問介護相当サービス計画に基づく指定介護予防訪問介護相当サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問介護相当サービスが行われた日の属する月に、100単位を加算していますか。</p> <p>※ 本加算は、理学療法士等が自宅を訪問せずにADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握した上でサービス提供責任者に助言を行い、サービス提供責任者が、助言に基づき介護予防訪問介護相当サービス計画を作成(変更)するとともに、計画作成から3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告することを定期的実施することを評価するものです。</p>	いる いない 該当なし	令3厚告72 別表1ニ注2
			準用(平 12 老企 36 第 2 の 2(22)②イ)

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	<p>① 「生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護相当サービス計画」は、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、単に訪問介護員等が介助等を行うのみならず、利用者本人が、日々の暮らしの中で当該行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた上で、訪問介護員等が提供する指定介護予防訪問介護相当サービスの内容を定めたものとなっていますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>準用(平 12 老企 36 第 2 の 2(22)①イ)</p>
	<p>※ 介護予防訪問介護相当サービス計画及び当該計画に基づく訪問介護員等が行う指定介護予防訪問介護相当サービスの内容としては、例えば次のようなものが考えられます。</p> <p>達成目標として「自宅のポータブルトイレを1日1回以上利用する(1月目、2月目の目標として座位の保持時間)」を設定</p> <p>(1月目) 訪問介護員等は週2回の訪問の際、ベッド上で体を起こす介助を行い、利用者が5分間の座位を保持している間、ベッド周辺の整理を行いながら安全確保のための見守り及び付き添いを行う。</p> <p>(2月目) ベッド上からポータブルトイレへの移動の介助を行い、利用者の体を支えながら、排泄の介助を行う。</p> <p>(3月目) ベッド上からポータブルトイレへ利用者が移動する際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に応じて介助を行う(訪問介護員等は、指定介護予防訪問介護相当サービス提供時以外のポータブルトイレの利用状況等について確認を行う。)</p>		<p>準用(平 12 老企 36 第 2 の 2(22)①ホ)</p>
	<p>② ①の介護予防訪問介護相当サービス計画の作成に当たっては、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のADL及びIADLに関する状況について、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所のサービス提供責任者と連携してICTを活用した動画やテレビ電話装置等を用いて把握した上で、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所のサービス提供責任者に助言を行っていますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>準用(平 12 老企 36 第 2 の 2(22)②イ a)</p>
	<p>※ ICTを活用した動画やテレビ電話装置等を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等とサービス提供責任者で事前に方法を調整するものとします。</p>		
	<p>③ サービス提供責任者は、②の助言に基づき、生活機能アセスメントを行った上で、①の介護予防訪問介護相当サービス計画の作成を行っていますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>準用(平 12 老企 36 第 2 の 2(22)②イ b)</p>
	<p>④ 介護予防訪問介護相当サービス計画には、②の助言内容を記載していますか。</p>	<p>いる いない</p>	
	<p>⑤ ①の介護予防訪問介護相当サービス計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げるその他の日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載していますか。</p> <p>ア 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容</p> <p>イ 生活機能アセスメントの結果に基づき、アの内容について定めた3月を目途とする達成目標</p> <p>ウ イの目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標</p> <p>エ イ及びウの目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容</p>	<p>いる いない</p>	<p>準用(平 12 老企 36 第 2 の 2(22)①ハ)</p>
	<p>⑥ ⑤のイ及びウの達成目標については、利用者の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見を踏まえ策定するとともに、利用者自身がその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲の向上につながるよう、例えば当該目標に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作(立位又は座位の保持等)の時間数といった数値を用いる等、可能な限り具体的なかつ客観的な指標を用いて設定していますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>準用(平 12 老企 36 第 2 の 2(22)①ニ)</p>
	<p>⑦ 利用者の急性増悪等により介護予防訪問介護相当サービス計画を見直した場合を除き、①の介護予防訪問介護相当サービス計画に基づき指定介護予防訪問介護相当サービスを提供した翌月及び翌々月は本加算を算定していませんか。</p>	<p>いない いる</p>	<p>準用(平 12 老企 36 第 2 の 2(22)②イ c)</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	⑧ 計画作成から3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告していますか。	いる いない	準用(平 12 老企 36 第 2 の 2(22)②イ d)
	⑨ 再度②の助言に基づき介護予防訪問介護相当サービス計画を見直した場合に、本加算の算定を行っていますか。	いる いない 該当なし	
8 生活機能向上 連携加算(Ⅱ)	利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該理学療法士等と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護相当サービス計画を作成した場合であって、当該理学療法士等と連携し、当該介護予防訪問介護相当サービス計画に基づく指定介護予防訪問介護相当サービスを行ったときは、初回の当該指定介護予防訪問介護相当サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき200単位を加算していますか。ただし、生活機能向上連携加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しません。	いる いない 該当なし	令 3 厚告 72 別表 1 二注 2
	① 「生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護相当サービス計画」は、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、単に訪問介護員等が介助等を行うのみならず、利用者本人が、日々の暮らしの中で当該行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた上で、訪問介護員等が提供する指定介護予防訪問介護相当サービスの内容を定めたものとなっていますか。	いる いない	準用(平 12 老企 36 第 2 の 2(22)①イ)
	※ 介護予防訪問介護相当サービス計画及び当該計画に基づく訪問介護員等が行う指定介護予防訪問介護相当サービスの内容としては、例えば次のようなものが考えられます。 達成目標として「自宅のポータブルトイレを1日1回以上利用する(1月目、2月目の目標として座位の保持時間)」を設定 (1月目) 訪問介護員等は週2回の訪問の際、ベッド上で体を起こす介助を行い、利用者が5分間の座位を保持している間、ベッド周辺の整理を行いながら安全確保のための見守り及び付き添いを行う。 (2月目) ベッド上からポータブルトイレへの移動の介助を行い、利用者の体を支えながら、排泄の介助を行う。 (3月目) ベッド上からポータブルトイレへ利用者が移動する際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に応じて介助を行う(訪問介護員等は、指定介護予防訪問介護相当サービス提供時以外のポータブルトイレの利用状況等について確認を行う。)		準用(平 12 老企 36 第 2 の 2(22)①ホ)
	② ①の介護予防訪問介護相当サービス計画の作成に当たっては、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、認可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心として半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士等が利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する又は当該理学療法士等及びサービス提供責任者が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンス(サービス担当者会議として開催されるものを除く。)を行い、当該利用者のADL(寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等)及びIADL(調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等)に関する利用者の状況につき、理学療法士等とサービス提供責任者が共同して、現在の状況及びその改善可能性の評価(以下「生活機能アセスメント」という。)を行っていますか。	いる いない	準用(平 12 老企 36 第 2 の 2(22)①ロ)

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	<p>※ カンファレンスは、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>また、この場合の「カンファレンス」は、サービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で、サービス提供責任者及び理学療法士等により実施されるもので差し支えありません。さらに、この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション科の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院です。</p> <p>③ ①の介護予防訪問介護相当サービス計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げるその他の日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載していますか。</p> <p>ア 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容</p> <p>イ 生活機能アセスメントの結果に基づき、アの内容について定めた3月を目途とする達成目標</p> <p>ウ イの目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標</p> <p>エ イ及びウの目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容</p> <p>④ ③のイ及びウの達成目標については、利用者の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見を踏まえ策定するとともに、利用者自身がその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲の向上につながるよう、例えば当該目標に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作（立位又は座位の保持等）の時間数といった数値を用いる等、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定していますか。</p> <p>⑤ 本加算は②の評価に基づき、①の介護予防訪問介護相当サービス計画に基づき提供された初回の指定介護予防訪問介護相当サービスの提供日が属する月以降3月を限度として算定されるものであり、3月を超えて本加算を算定しようとする場合は、再度②の評価に基づき介護予防訪問介護相当サービス計画を見直していますか。</p> <p>※ 当該3月の間に利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーション等の提供が終了した場合であっても、3月間は本加算の算定が可能です。</p> <p>⑥ 本加算を算定する期間中は、各月における目標の達成度合いにつき、利用者及び指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、当該理学療法士等から必要な助言を得た上で、利用者のADL及びIADLの改善状況及び③のイの達成目標を踏まえた適切な対応を行っていますか。</p>	<p>いる いない</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない 該当なし</p> <p>いる いない</p> <p>いる いない 該当なし</p>	<p>準用(平12老企36第2の2(22)①ハ)</p> <p>準用(平12老企36第2の2(22)①ニ)</p> <p>準用(平12老企36第2の2(22)①ヘ)</p> <p>準用(平12老企36第2の2(22)①ト)</p>
9 口腔連携強化加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市町村長に対し届出を行った指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員、介護支援専門員又は第1号介護予防支援事業に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り50単位を加算していますか。</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>令3厚告72別表1ホ注</p>
	<p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>ア 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第2歯科診療報酬点数表（以下「歯科診療報酬点数表」という。）の区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。</p> <p>イ 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(1) 他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していること。</p>		<p>平27厚告95第129号の9</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	<p>(2) 当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していること。</p> <p>(3) 当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していること。</p>		
10-1 介護職員等処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防訪問介護相当サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。</p> <p>(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 訪問型サービス費から口腔連携強化加算までにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 訪問型サービス費から口腔連携強化加算までにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 訪問型サービス費から口腔連携強化加算までにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 訪問型サービス費から口腔連携強化加算までにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数</p>	いる いない 該当なし	令3厚告72 別表2へ注1
	<p>※ 介護職員等処遇改善加算（以下「旧処遇改善加算」という。）、介護職員等特定処遇改善加算（以下「旧特定加算」という。）及び介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「旧ベースアップ等加算」という。以下、旧処遇改善加算、旧特定加算、旧ベースアップ等加算を合わせて「旧3加算」という。）の各区分の要件及び加算率を組み合わせる形で、令和6年6月から「介護職員等処遇改善加算」（以下「新加算」という。）への一本化を行っています。</p>		令6老0315 1
	<p>※ 新加算の施行に当たっては、賃金規程の見直し等の事業者の事務負担に配慮し、令和6年度中は経過措置期間を設けることとします。</p> <p>具体的には、月額賃金改善要件Ⅰと、職場環境等要件の見直しについては、令和6年度中は適用を猶予します。また、キャリアパス要件Ⅰからキャリアパス要件Ⅲまでについても、令和6年度中に賃金体系等を整備することを誓約した場合に限り、令和6年度当初から要件を満たした事実として差し支えありません。</p> <p>さらに、一本化施行前の令和6年5月31日時点で旧3加算の全部又は一部を算定している場合には、旧3加算の算定状況に応じた経過措置区分として、令和6年度末までの間、それぞれ新加算Ⅴ（1）～（14）を算定できます。</p>		
	<p>※ 賃金改善の実施に係る基本的な考え方</p> <p>介護サービス事業者は、新加算等の算定額に相当する介護職員その他の職員の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下「賃金改善」という。）を実施しなければなりません。</p> <p>その際、賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする項目を特定した上で行うものとします。この場合、特別事情届出書の届出を行う場合を除き、特定した項目を含め、賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはなりません。また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましいです。</p> <p>また、令和6年度に、令和5年度と比較して増加した加算額について、介護サービス事業者等は、独自の賃金改善を含む過去の賃金改善の実績に関わらず、新たに増加した新加算等の算定額に相当する介護職員その他の職員の賃金改善を新規に実施しなければなりません。その際、新規に実施する賃金改善は、ベースアップ（賃金表の改訂により基本給又は決まって毎月支払われる手当の額を変更し、賃金水準を一律に引き上げることをいう。以下同じ。）により行うことを基本とします。ただし、ベースアップのみにより当該賃金改善を行うことができない場合（例えば、令和6年度介護報酬改定を踏まえ賃金体系等を整備途上である場合）</p>		令6老0315 2(2)

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	<p>には、必要に応じて、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えありません。</p> <p>※ 新加算等を用いて行う賃金改善における職種間の賃金配分については、介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある介護職員（介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者をいう。具体的には、介護福祉士の資格を有するとともに、所属する法人等における勤続年数10年以上の介護職員を基本としつつ、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業者の裁量で設定することとする。以下同じ。）に重点的に配分することとしますが、介護サービス事業者等の判断により、介護職員以外の職種への配分も含め、事業所内で柔軟な配分を認めることとします。</p> <p>ただし、例えば、一部の職員に加算を原資とする賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の事業所だけに賃金改善を集中させることなど、職務の内容や勤務の実態に見合わない著しく偏った配分は行ってはなりません。</p>		
(1) 介護職員等 処遇改善加算 (I)	<p>※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていますか。</p> <p>a 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(IV)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。</p> <p>b 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において、経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p>	いる いない	平 27 厚告 95 第 130 号 (第 4 号イ準用)
	<p>※ 月額賃金改善要件 I (月給による賃金改善) 新加算Ⅳの加算額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下「基本給等」という。)の改善に充てること。また、事業所等が新加算ⅠからⅢまでのいずれかを算定する場合にあつては、仮に新加算Ⅳを算定する場合に見込まれる加算額の2分の1以上を基本給等の改善に充てること。</p> <p>なお、加算を未算定の事業所が新規に新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定し始める場合を除き、本要件を満たすために、賃金総額を新たに増加させる必要はない。したがって、基本給等以外の手当又は一時金により行っている賃金改善の一部を減額し、その分を基本給等に付け替えることで、本要件を満たすこととして差し支えない。また、既に本要件を満たしている事業所等においては、新規の取組を行う必要はない。ただし、この要件を満たすために、新規の基本給等の引上げを行う場合、当該基本給等の引上げはベースアップ(賃金表の改訂により基本給等の水準を一律に引き上げること)により行うことを基本とする。</p> <p>月額賃金改善要件 I については、令和6年度中は適用を猶予する。そのため、令和6年度の新加算の算定に当たり、本要件を満たす必要はないが、令和7年度以降の新加算の算定に向け、計画的に準備を行う観点から、令和6年度の処遇改善計画書においても任意の記載項目として月額での賃金改善額の記載を求めることとする。</p>		令 6 老 0315 3(1)①

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	<p>※ キャリアパス要件Ⅳ（改善後の年額賃金要件） 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（新加算等を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額440万円以上であること（新加算等による賃金改善以前の賃金が年額440万円以上である者を除く。）。ただし、以下の場合など、例外的に当該賃金改善が困難な場合であって、合理的な説明がある場合はこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模事業所等で加算額全体が少額である場合 ・ 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合 <p>さらに、令和6年度中は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上の職員の代わりに、新加算の加算額のうち旧特定加算に相当する部分による賃金改善額が月額平均8万円（賃金改善実施期間における平均とする。）以上の職員を置くことにより、上記の要件を満たすこととしても差し支えない。</p>		令6老0315 3(1)⑥
	イ 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において、アの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていますか。	いる いない	平27厚告95 第130号 (第4号イ準用)
	ウ 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施していますか。	いる いない	
	エ 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告していますか。	いる いない	
	オ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていませんか。	いない いる	
	カ 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていますか。	いる いない	
	<p>※ 月額賃金改善要件Ⅱ（旧ベースアップ等加算相当の賃金改善） 令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所が、令和8年3月31日までの間に、新規に新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する場合には、初めて新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定し、旧ベースアップ等加算相当の加算額が新たに増加する事業年度において、当該事業所が仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の3分の2以上の基本給等の引上げを新規に実施しなければならない。その際、当該基本給等の引上げは、ベースアップにより行うことを基本とする。また、令和6年5月以前に旧3加算を算定していなかった事業所及び令和6年6月以降に開設された事業所が、新加算ⅠからⅣまでのいずれかを新規に算定する場合には、月額賃金改善要件Ⅱの適用を受けない。</p> <p>本要件の適用を受ける事業所は、初めて新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定した年度の実績報告書において、当該賃金改善の実施について報告しなければならない。したがって、例えば、令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所であって、令和6年6月から新加算Ⅰを算定した事業所は、令和6年6月から旧ベースアップ等加算相当の加算額の3分の2以上の基本給等の引上げを新規に実施し、令和6年度の実績報告書で報告しなければならない。</p> <p>また、同様の事業所が、令和6年6月から新加算Ⅴ（1）（旧ベースアップ加算相当の加算率を含まない）を算定し、令和7年4月から新加算Ⅰを算定する場合は、令和7年4月から旧ベースアップ等加算相当の加算額の3分の2以上の基本給等の引上げを新規に実施し、令和7年度の実績報告書で報告しなければならない。</p> <p>なお、実績報告書においては、事業者等の事務負担を軽減する観点から、月額賃金改善要件Ⅱの判定に用いる旧ベースアップ等加算に相当する加算額は、新加算ⅠからⅣまでのそれぞれの加算額に、別に掲げる新加算ⅠからⅣまでの加算率と旧ベースアップ等加算の加算率の比（小数第4位以下を切捨て）を乗じて算出した額とする。</p>		令6老0315 3(1)②

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	<p>キ 次に掲げる基準のいずれにも適合していますか。</p> <p>a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>c 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>d cについて、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>e 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>f eについて書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p>	<p>いる いない</p>	<p>平27厚告95 第130号 (第4号準用)</p>
	<p>※ キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）</p> <p>次のアからウまでを全て満たすこと。</p> <p>ア 介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>イ アに掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。</p> <p>ウ ア及びイの内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>ただし、常時雇用する者の数が10人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記ウの要件を満たすこととしても差し支えない。また、令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに上記ア及びイの定めを整備を行うことを誓約すれば、令和6年度当初からキャリアパス要件Ⅰを満たすものとして取り扱っても差し支えない。ただし、必ず令和7年3月末までに当該定めの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。</p>		<p>令6老0315 3(1)③</p>
	<p>※ キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）</p> <p>次のア及びイを満たすこと。</p> <p>ア 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びa又はbに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>a 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等（OJT、OFF-JT等）を実施するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。</p> <p>b 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。</p> <p>イ アについて、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>また、令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに上記アの計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約すれば、令和6年度当初からキャリアパス要件Ⅱを満たすものとして取り扱っても差し支えない。ただし、必ず令和7年3月末までに当該計画の策定等を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。</p>		<p>令6老0315 3(1)④</p>
	<p>※ キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）</p> <p>次のア及びイを満たすこと。</p> <p>ア 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のaからcまでのいずれかに該当する仕組みであること。</p> <p>a 経験に応じて昇給する仕組み 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。</p> <p>b 資格等に応じて昇給する仕組み 介護福祉士等の資格の取得や実務者研修等の修了状況に応じて昇給する仕組みであること。ただし、別法人等で介護福祉士資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。</p> <p>c 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。</p>		<p>令6老0315 3(1)⑤</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	<p>イ アの内容について、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>ただし、常時雇用する者の数が10人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記イの要件を満たすこととしても差し支えない。また、令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに上記アの仕組みの整備を行うことを誓約すれば、令和6年度当初からキャリアパス要件Ⅲを満たすものとして取り扱っても差し支えない。ただし、必ず令和7年3月末までに当該仕組みの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。</p>		
	<p>ク イの届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していますか。</p>	<p>いる いない</p>	<p>平27厚告95 第130号 (第4号イ準用)</p>
	<p>ケ クの処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していますか。</p>	<p>いる いない</p>	
	<p>※ 職場環境等要件（令和7年度以降の要件）</p> <p>令和7年度以降に新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する場合は、下記に掲げる処遇改善の取組を実施すること。</p> <p>その際、新加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、下記の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに2以上の取組を実施し、新加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は、上記の区分ごとに1以上を実施すること。</p> <p>また、新加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、同表中「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち3以上の取組（うち①又は⑧は必須）を実施し、新加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち2つ以上の取組を実施すること。</p> <p>ただし、生産性向上推進体制加算を算定している場合には、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとし、1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者は、④の取組を実施していれば、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする。</p> <p>また、新加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表すること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、新加算の算定状況を報告するとともに、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目及びその具体的な取組内容を「事業所の特色」欄に記載すること。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。</p>		<p>令6老0315 3(1)⑧</p>
	<p>※ 処遇改善の取組（令和7年度以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入職促進に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ① 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ② 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者、有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 ④ 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施 ・ 資質の向上やキャリアアップに向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ⑥ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ⑦ エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入 ⑧ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保 ・ 両立支援・多様な働き方の推進 <ul style="list-style-type: none"> ⑨ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充 		<p>令6老0315 別紙1 表5-1</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	<p>実、事業所内託児施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑩ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪ 有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標（例えば、1週間以上の休暇を年に1回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている ⑫ 有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている ・ 腰痛を含む心身の健康管理 ⑬ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ⑭ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑮ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ⑯ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備 ・ 生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組 ⑰ 厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている ⑱ 現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している ⑲ 5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている ⑳ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ㉑ 介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入 ㉒ 介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツール含む）の導入 ㉓ 業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。 ㉔ 各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施 ・ やりがい・働きがいの醸成 ㉕ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ㉖ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉗ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ㉘ ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供 		
	<p>※ 職場環境等要件（令和6年度の経過措置）</p> <p>上記の職場環境等要件の見直しについては、令和6年度中は適用を猶予する。したがって、令和6年度中の職場環境等要件としては、下記に掲げる職場環境等の改善に係る取組を実施し、その内容を全ての介護職員に周知すること。</p> <p>その際、新加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、下記の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性の向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上の取組を実施し、新加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は、別紙の取組のうち1以上を実施すること。</p>		<p>令6老0315 3(1)⑧</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	<p>また、新加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表すること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目を「事業所の特色」欄で選択すること。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。</p>		
	<p>※ 処遇改善の取組（令和6年度中）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入職促進に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ① 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ② 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 ④ 職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施 ・ 資質の向上やキャリアアップに向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ⑥ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ⑦ エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入 ⑧ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保 ・ 両立支援・多様な働き方の推進 <ul style="list-style-type: none"> ⑨ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪ 有給休暇が取得しやすい環境の整備 ⑫ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ・ 腰痛を含む心身の健康管理 <ul style="list-style-type: none"> ⑬ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 ⑭ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑮ 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施 ⑯ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備 ・ 生産性向上のための業務改善の取組 <ul style="list-style-type: none"> ⑰ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 ⑱ 高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化 ⑲ 5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備 ⑳ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減 ・ やりがい・働きがいの醸成 <ul style="list-style-type: none"> ㉑ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ㉒ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉓ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ㉔ ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供 		<p>令6老0315 別紙1 表5-2</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	<p>コ 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所に併設する指定訪問介護事業所において訪問介護費における特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていますか。</p> <p>※ キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置要件）サービス類型ごとに一定以上の介護福祉士等を配置していること。具体的には、新加算等を算定する事業所又は併設する本体事業所においてサービス類型ごとに特定事業所加算の届出を行っていること。</p>	<p>いる いない</p>	<p>平 27 厚告 95 第 130 号（第 4 号準用）</p> <p>令 6 老 0315 3(1)⑨</p>
(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	<p>※ 厚生労働大臣が定める基準 加算（Ⅰ）における厚生労働大臣が定める基準のアからケまでに掲げる基準のいずれにも適合していますか。</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>平 27 厚告 95 第 130 号（第 4 号口準用）</p>
(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	<p>※ 厚生労働大臣が定める基準 加算（Ⅰ）における厚生労働大臣が定める基準のア a 及びイからクまでに掲げる基準のいずれにも適合していますか。</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>平 27 厚告 95 第 130 号（第 4 号ハ準用）</p>
(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	<p>※ 厚生労働大臣が定める基準 加算（Ⅰ）における厚生労働大臣が定める基準のア a、イからカまで、キ a から d まで及びクに掲げる基準のいずれにも適合していますか。</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>平 27 厚告 95 第 130 号（第 4 号ニ準用）</p>
<p>10-2 介護職員等処遇改善加算</p>	<p>令和 7 年 3 月 31 日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市に届け出た事業所（17-1 の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。</p> <p>(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1） 訪問型サービス費から口腔連携強化加算までにより算定した単位数の 1000 分の 221 に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（2） 訪問型サービス費から口腔連携強化加算までにより算定した単位数の 1000 分の 208 に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（3） 訪問型サービス費から口腔連携強化加算までにより算定した単位数の 1000 分の 200 に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（4） 訪問型サービス費から口腔連携強化加算までにより算定した単位数の 1000 分の 187 に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（5） 訪問型サービス費から口腔連携強化加算までにより算定した単位数の 1000 分の 184 に相当する単位数</p> <p>(6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（6） 訪問型サービス費から口腔連携強化加算までにより算定した単位数の 1000 分の 163 に相当する単位数</p> <p>(7) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（7） 訪問型サービス費から口腔連携強化加算までにより算定した単位数の 1000 分の 163 に相当する単位数</p> <p>(8) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（8） 訪問型サービス費から口腔連携強化加算までにより算定した単位数の 1000 分の 158 に相当する単位数</p> <p>(9) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（9） 訪問型サービス費から口腔連携強化加算までにより算定した単位数の 1000 分の 142 に相当する単位数</p> <p>(10) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（10） 訪問型サービス費から口腔連携強化加算までにより算定した単位数の 1000 分の 139 に相当する単位数</p> <p>(11) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（11） 訪問型サービス費から口腔連携強化加算までにより算定した単位数の 1000 分の 121 に相当する単位数</p> <p>(12) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（12） 訪問型サービス費から口腔連携強化加算までにより算定した単位数の</p>	<p>いる いない</p>	<p>平 18 厚告 126 別表 2 ホ注 2</p>

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
	1000分の118に相当する単位数 (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) 訪問型サービス費から口腔連携強化加算までにより算定した単位数の 1000分の100に相当する単位数 (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) 訪問型サービス費から口腔連携強化加算までにより算定した単位数の 1000分の76に相当する単位数		
(1) 介護職員等 処遇改善加算 (V)(1)	※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 令和6年5月31日において現に介護保険法施行規則第140条の63の 2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省 告示第72号)別表単位数表(以下「旧単位数表」という。)の訪問型サービ ス費における介護職員処遇改善加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算 (I)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出 ていませんか。 イ 加算(I)における厚生労働大臣が定める基準のa b及びイからコまでに 掲げる基準のいずれにも適合していますか。	いる いない 該当なし	平27厚告95 第130号 (第4号ホ準用)
(2) 介護職員等 処遇改善加算 (V)(2)	※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 令和6年5月31日において現に旧単位数表の訪問型サービス費における 介護職員処遇改善加算(II)、介護職員等特定処遇改善加算(I)及び介護職 員等ベースアップ等支援加算を届け出ていますか。 イ 加算(I)における厚生労働大臣が定める基準のa b、イからカまで、キ aからdまで及びクからコまでに掲げる基準のいずれにも適合しています か。	いる いない 該当なし	平27厚告95 第130号 (第4号ヘ準用)
(3) 介護職員等 処遇改善加算 (V)(3)	※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 令和6年5月31日において現に旧単位数表の訪問型サービス費における 介護職員処遇改善加算(I)及び介護職員等特定処遇改善加算(II)を届け出 ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていませんか。 イ 加算(I)における厚生労働大臣が定める基準のa b及びイからケまでに 掲げる基準のいずれにも適合していますか。	いる いない 該当なし	平27厚告95 第130号 (第4号ト準用)
(4) 介護職員等 処遇改善加算 (V)(4)	※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 令和6年5月31日において現に旧単位数表の訪問型サービス費における 介護職員処遇改善加算(II)、介護職員等特定処遇改善加算(II)及び介護職 員等ベースアップ等支援加算を届け出ていますか。 イ 加算(I)における厚生労働大臣が定める基準のa b、イからカまで、キ aからdまで、ク及びケに掲げる基準のいずれにも適合していますか。	いる いない 該当なし	平27厚告95 第130号 (第4号チ準用)
(5) 介護職員等 処遇改善加算 (V)(5)	※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 令和6年5月31日において現に旧単位数表の訪問型サービス費における 介護職員処遇改善加算(II)及び介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出 ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていませんか。 イ 加算(I)における厚生労働大臣が定める基準のa b、イからカまで、キ aからdまで及びクからケまでに掲げる基準のいずれにも適合しています か。	いる いない 該当なし	平27厚告95 第130号 (第4号リ準用)
(6) 介護職員等 処遇改善加算 (V)(6)	※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 令和6年5月31日において現に旧単位数表の訪問型サービス費における 介護職員処遇改善加算(II)及び介護職員等特定処遇改善加算(II)を届け出 ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていませんか。 イ 加算(I)における厚生労働大臣が定める基準のa b、イからカまで、キ aからdまで、ク及びケに掲げる基準のいずれにも適合していますか。	いる いない 該当なし	平27厚告95 第130号 (第4号ヌ準用)
(7) 介護職員等 処遇改善加算	※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	いる いない 該当なし	平27厚告95 第130号

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
(V) (7)	<p>ア 令和6年5月31日において現に旧単位数表の訪問型サービス費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていますか。</p> <p>イ 加算(Ⅰ)における厚生労働大臣が定める基準のアb、イからカまで及びクからコまでに掲げる基準のいずれにも適合していますか。</p> <p>ウ 次に掲げる基準のいずれかに適合していますか。</p> <p>a 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>i 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。</p> <p>ii iの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>b 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>i 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>ii iについて、全ての介護職員に周知していること。</p>		(第4号ル準用)
(8) 介護職員等処遇改善加算(V) (8)	<p>※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 令和6年5月31日において現に旧単位数表の訪問型サービス費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていませんか。</p> <p>イ 加算(Ⅰ)における厚生労働大臣が定める基準のア(a及びbに係る部分を除く。)及びイからクまでに掲げる基準のいずれにも適合していますか。</p>	いる いない 該当なし	平27厚告95 第130号 (第4号ヲ準用)
(9) 介護職員等処遇改善加算(V) (9)	<p>※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 令和6年5月31日において現に旧単位数表の訪問型サービス費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていますか。</p> <p>イ 加算(Ⅰ)における厚生労働大臣が定める基準のアb、イからカまで、ク及びケまでに掲げる基準のいずれにも適合していますか。</p> <p>ウ 次に掲げる基準のいずれかに適合していますか。</p> <p>a 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>i 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。</p> <p>ii iの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>b 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>i 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>ii iについて、全ての介護職員に周知していること。</p>	いる いない 該当なし	平27厚告95 第130号 (第4号ワ準用)
(10) 介護職員等処遇改善加算(V) (10)	<p>※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 令和6年5月31日において現に旧単位数表の訪問型サービス費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていませんか。</p> <p>イ 加算(Ⅰ)における厚生労働大臣が定める基準のアb、イからカまで及びクからコまでに掲げる基準のいずれにも適合していますか。</p> <p>ウ 次に掲げる基準のいずれかに適合していますか。</p> <p>a 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>i 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。</p> <p>ii iの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>b 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>i 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>ii iについて、全ての介護職員に周知していること。</p>	いる いない 該当なし	平27厚告95 第130号 (第4号力準用)

自主点検項目	点検のポイント	点検結果	確認資料 【根拠法令等】
(11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11)	<p>※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 令和6年5月31日において現に旧単位数表の訪問型サービス費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていませんか。</p> <p>イ 加算(Ⅰ)における厚生労働大臣が定める基準のア(a及びbに係る部分を除く。)、イからカまで、キaからdまで及びクに掲げる基準のいずれにも適合していますか。</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>平27厚告95 第130号 (第4号ヨ準用)</p>
(12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12)	<p>※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 令和6年5月31日において現に旧単位数表の訪問型サービス費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていませんか。</p> <p>イ 加算(Ⅰ)における厚生労働大臣が定める基準のアb、イからカまで、ク及びケに掲げる基準のいずれにも適合していますか。</p> <p>ウ 次に掲げる基準のいずれかに適合していますか。</p> <p>a 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>i 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。</p> <p>ii iの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>b 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>i 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>ii iについて、全ての介護職員に周知していること。</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>平27厚告95 第130号 (第4号タ準用)</p>
(13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13)	<p>※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 令和6年5月31日において現に旧単位数表の訪問型サービス費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届け出ていませんか。</p> <p>イ 加算(Ⅰ)における厚生労働大臣が定める基準のア(a及びbに係る部分を除く。)、イからカまで及びクに掲げる基準のいずれにも適合していますか。</p> <p>ウ 次に掲げる基準のいずれかに適合していますか。</p> <p>a 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>i 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。</p> <p>ii iの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>b 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>i 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>ii iについて、全ての介護職員に周知していること。</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>平27厚告95 第130号 (第4号レ準用)</p>
(14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14)	<p>※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 令和6年5月31日において現に旧単位数表の訪問型サービス費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていませんか。</p> <p>イ 加算(Ⅰ)における厚生労働大臣が定める基準のア(a及びbに係る部分を除く。)、イからカまで及びクに掲げる基準のいずれにも適合していますか。</p>	<p>いる いない 該当なし</p>	<p>平27厚告95 第130号 (第4号ソ準用)</p>

